

小学校入学に向けて

(令和8年4月作成)

わからないことや迷っていることはありませんか？

入学に向けて、わからないことや迷っていることがある場合は、ぜひ一度ご相談ください。

1人ひとりの教育的ニーズに合わせた多様な学びの場があります。

学級の種類については、
次のページを参照

○通常学級と特別支援学級、特別支援学校

	通常の学級	特別支援学級 (知的)	特別支援学級 (自情・視覚・聴覚・ 肢体不自由・病弱)	特別支援学校	
				知的障害	知的以外
教員の数	1学級35人以内 学級担任1人	1学級8人以内 学級担任1人	1学級8人以内 学級担任1人	1学級6人以内 (重複障害は3人以内) 学級担任1人	
指導形態	集団での一斉指導 学年別	個別、小集団、 交流学級での指導	個別、小集団、 交流学級での指導	個別、小集団、 集団での指導	
学習	各学年の教科の 内容	実態に応じた 各教科の内容 自立活動 日常生活の指導 生活単元学習 等	実態に応じた 通常学級の内容 自立活動	実態に応じた 各教科の内容 自立活動 日常生活の指導 生活単元学習 等	実態に応じた 通常学級の内容 自立活動

○自立活動とは、学習や生活上の困難を改善したり克服したりする学習です。

○生活単元学習とは、日常生活や社会生活に必要な知識や技術を身に付けるための学習です。

○特別支援学級での授業は週の半分以上の時間となります。

○就学先の小学校は、居住地の校区の学校になります。

○通級指導教室

○通常の学級に在籍する児童が、週1、2時間程度、教室とは別の場所で指導を受けます。

○「気になること」の改善や「苦手なこと」の克服、得意なことやその子のよさを伸ばす指導(自立活動)を行います。教科の遅れを取り戻すための学習の場ではありません。

○指導形態：1～数名の個別・小集団指導です。

○対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱 等
※ 知的障害は対象外になります。

○形態【自校通級】通学する学校に通級指導教室があり、そこで通級指導を受ける形態

<設置校>東岐波小・西岐波小・恩田小・上宇部小・岬小・琴芝小・新川小・藤山小・
厚南小・原小・常盤小・小羽山小・西宇部小・川上小・黒石小・船木小
東岐波中・上宇部中・常盤中・神原中・厚南中

【訪問通級】通級担当教員が各学校を訪問します。通学する学校で指導を受ける形態。

<設置校>厚東小・二俣瀬小・吉部小・万倉小・小野小・楠中・厚東川中

【他校通級】通学する学校に通級指導教室が設置されていない場合に、近くの通級指導教室
設置校で指導を受ける形態。上記以外の学校が該当します。

※送迎については、保護者が行う必要があります。

○通級による指導の手続きは入学後になります。

○通級指導教室の設置状況については、相談のときにお尋ねください。

○特別支援学級の種類と対象

特別支援学級	対 象
弱視特別支援学級	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴特別支援学級	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
知的障害 特別支援学級	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由 特別支援学級	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱・身体虚弱 特別支援学級	1 慢性の呼吸器疾患や腎臓等の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
自閉症・情緒障害 特別支援学級	1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活の適応が困難である程度のも

※それぞれの対象に該当しない場合は、通常学級への入学を検討します。

○特別支援学校の対象

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の5障害を対象としており、将来の自立と社会参加を目指した教育活動を行います。

特別支援学級、特別支援学校への入学を希望するときは
宇部市教育支援委員会による承認が必要になります。

○教育支援委員会とは

特別支援学級、特別支援学校への入学を希望する児童生徒について、学識経験者、医師等の専門家、特別支援教育担当者等による検討を行う機関です。

資料の提出について

特別支援学級、特別支援学校を希望される場合は、**10月21日(水)まで**に宇部市教育委員会への相談と下記の資料の提出をお願いします。

最終期限です。ご注意ください。

宇部市就学相談票

医師の診断書(意見書)のコピー 療育手帳等のコピー 発達検査等の結果のコピー

※提出書類は、個々の状況や入学先によって異なります。相談の時に、必ずご確認ください。

※入学先の相談は、8月の宇部市就学相談会、各種相談会、市教委への個別相談を御利用ください。

※発達検査や診断書の作成については、医療機関への相談、受診等が必要ですが、発達を専門とする医療機関は、現在大変混雑しており、受診できるまでに数か月を要する場合があります。気になることがある場合は、早めの医療機関への問い合わせをお勧めします。

○就学までのスケジュール

		相談会	特別支援学級	特別支援学校
4月	相談	【個別の相談】(随時) 宇部市教育委員会教育支援課 ☎0836-34-8625	就学相談会(年長児) 4月:27日(月) 5月:11日(月)18日(月) 6月:1日(月)15日(月)22日(月) 7月:13日(月) <div style="float: right;"> 詳細はこちら↓  </div>	
5月	学校見学	【おひさまっこ就学相談会】 5月12日(火) ～5月14日(木) 【うべつくし園就学相談会】 5月19日(火) ～5月21日(木)	【学校見学】 (随時) ・授業参観 ・校長等との懇談 ●申し込み窓口 宇部市教育委員会 (担当:教育支援課) ☎0836-34-8625	【学校見学】 【体験入学】 【入学相談】 日時や詳細については 特別支援学校にお尋ね ください。 ○宇部総合支援学校 ☎0836-41-4036 ○山口総合支援学校 ☎083-934-4811 ○山口南総合支援学校 ☎083-986-2007 ○山口大学教育学部附属 特別支援学校 ☎083-933-5480
6月				
7月				
8月		【宇部市就学相談会】 8月18日(火) 8月19日(水) 問い合わせ先 ☎0836-34-8625		
9月	書類提出 意向確認		【就学時健康診断】 入学予定の各小学校 で実施します。 ※特別支援学校の入学を 希望されている場合は、 連絡をお願いします。 宇部市教育委員会 (担当:学事係) ☎0836-34-8609	
10月		診断書等の書類提出締切 10月21日(水)		
11月	宇部市教育支援委員会 11月中旬結果通知 入級、入学承諾書提出			
12月		入級、入学先の確定		
1～3月	仮入学			
4月	入学式			

※令和8年4月現在の予定です。相談会のスケジュールは変更になることがあります。

○パーソナル手帳について

発達などについて気になっている方、発達障害児（者）の方の乳幼児期から成人期までの情報を1冊にまとめておくことで、転居や就学・進学、就職など環境が変化するとき、保護者と支援者、支援者と支援者などの間で情報伝達をスムーズにするための手帳です。（A4サイズ）

*パーソナル手帳は、うべこども家庭センターUbeハピ、宇部市障害福祉課、宇部市教育委員会教育支援課等で無料にて配布しています。



○就学に関する Q&A

Q1 学びの場を決めるときのポイントは？

A お子さんが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかが重要です。

以下の3つの視点について、学校見学や体験入学で確認してみてください。

- ① 発達の状態や特性（本人が安心・安全に過ごせそうか？）
- ② 自立に向けて必要な指導内容（本人が頑張れそうな学習内容か？）
- ③ 学習面・生活面で必要な支援（どのような支援が必要か？）

Q2 就学先を一度決めたら、変更できないの？

A 就学後も学びの場の見直しができます。（中略）転学や在籍変更については、学校に相談し、手続きの期日や方法をご確認ください。

Q3 高校への進学やその先の進路はどうなる？

A どの学びの場で学んでも、進学や就職の際に進路先を限定されることはありません。ただし高等学校への入学には入学者選抜がありますので、将来の進路を考えながら、就学先を検討していくことが大切です。

参考：「お子さんのより良い就学に向けて」令和6年3月 山口県教育委員会

教育支援課では、お子さんの幼稚園や保育所での生活の様子や教育支援委員会の審議結果を参考にしながら、お子さんにとって望ましい就学先の選択を、保護者の方と一緒に進めていきます。

よりよい就学に向けて、随時、電話相談や来庁相談を行っています。ご希望の方は、下記までご連絡をお願いします。

○特別支援学級、特別支援学校の就学についての問い合わせ先

宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市役所（4階）
宇部市教育委員会 教育支援課 ☎34-8625

○宇部総合支援学校の見学、就学や発達についての相談

宇部総合支援学校（特別支援教育センター） ☎41-4036

○障害者手帳、各種福祉制度、放課後等デイサービスについての問い合わせ先

宇部市役所（1階） 宇部市障害福祉課 ☎34-8314

○発達障害等に関する各種相談についての問い合わせ先

宇部市琴芝町二丁目4番25号 福祉ふれあいセンター（5階）
宇部市こどもと大人の発達相談センター ☎43-6777